

訪問介護・日常生活支援総合事業 契約書別紙（兼重要事項説明書）

【令和7年4月1日現在】

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 飯島町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島2551番地
代表者（職名・氏名）	会長 箕浦 税夫
設立年月日	平成元年3月30日
電話番号	0265-86-5511

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	飯島町社協指定訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護・訪問型サービス	
事業所の所在地	〒399-3702 長野県上伊那郡飯島町飯島2551番地	
電話番号	0265-86-5511	
指定年月日・事業所番号	(訪問介護) 平成11年10月29日指定 (日常生活支援総合事業) 平成29年4月1日指定	2072400209号
管理者の氏名	塩澤 歩	
通常の事業の実施地域	飯島町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護及び要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス及び訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	ご利用される皆さんが郷土飯島の地で安心して、可能な限り自立した日常生活を送れるように精一杯お手伝いをさせていただきます。また、サービスの提供にあたっては、ご利用者・ご家族のご意見を十分に尊重して『利用して良かった』と言っていただけるサービスを目指します。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護及び日常生活支援総合事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、自立支援の為の見守りの支援など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	12月29日～1月3日を除く毎日 ただし、ご要望で特に必要と認めた場合は営業日の変更にも応じます。
サービス提供時間	午前6時～午後9時まで (※受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時30分)

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤2人、非常勤2人以上
介護職員初任者研修 修了者 (旧：ホームヘルパー2級課程)	非常勤2人以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	塩澤 歩 井口 美里
--------------	---------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割の場合) ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上	5,670円	567円
		30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算

身体介護に引き続き、生活援助を実施、算定する場合		所要時間が20分から起算して25分を増すごとに650円 1,950円を限度	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに65円 195円を限度
生活 中心 型	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,220円	220円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合及び2月（暦月）以上のサービスがなかった方にサービスを提供した場合（1月につき）	2,000円	200円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1,000円	100円
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者共同による訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から実施から3ヶ月間）	1,000円	100円
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	サービス提供体制の整備（研修の計画的実施等）及び、良質な人材の確保に取り組む事業所がサービスを提供した場合	上記基本料金額の10%	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして県知事に届け出た訪問介護事業所がサービスを提供した場合	上記基本利用料の22.4%	

(2) 日常生活支援総合事業の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体援助及び生活支援 (1回あたり)	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料1割の場合) ※(注2)参照
30分以上1時間未満	2,400円	240円

(注1) 上記の基本利用料は、保険者が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	別に飯島町長が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして飯島町に届け出た訪問介護事業所がサービスを提供した場合	1回あたり54単位	

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	500円

(4) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、当事業所からご契約者の居宅までの距離に1km当たり40円を乗じて得た金額の往復分を、交通費としていただきます。

(5) 支払い方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて計算し翌月10日までに請求します。

※この重要事項の説明と合わせて、別紙『口座振替依頼書』へ記入をお願いします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月20日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 電話番号	TEL
希望医療機関 (緊急時)	医療機関の名称 電話番号	TEL
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	() TEL

*対応可能時間は営業時間内とします。（午前6時～午後9時）

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0265-86-5511 FAX 0265-86-5657 受付担当者 事務局長 伊藤 鑑 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除）午前8時30分～午後5時30分
---------	---

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場からサービスに対するご意見をいただいています。ご契約者（利用者）は、当事業所への苦情やご意見を『第三者委員』に相談することもできます。

武田 明	飯島町飯島2347-1（南仲町）	0265-86-3207
松崎 充恵	飯島町田切2875（追引）	0265-86-2245
西村 長子	飯島町七久保484-8（荒田）	0265-86-2788

(3) 行政機関、その他の苦情受付機関

飯島町役場	電話番号 0265-86-3111 F A X 0265-86-4395 受付担当課 健康福祉課地域福祉係 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除） 午前8時30分～午後5時15分
長野県 国民健康険健 団体連合会	電話番号 026-238-1580 F A X 026-238-1581 受付担当課 介護保険課苦情処理係 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除） 午前9時～午後5時
長野県福祉サービ ス運営適正委員会	電話番号 026-226-2210 F A X 026-228-0130 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除） 午前9時～午後5時

12. 虐待相談窓口

(1) 虐待に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0265-86-5511 F A X 0265-86-5657 受付担当者 事務局長 伊藤 鑑 受付時間 月曜日～金曜日（祝日除） 午前8時30分～午後5時30分
---------	--

13. 虐待防止に関する事項

当事業所の虐待防止責任者 事務局長 伊藤 鑑

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従事者又は、養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報します。

14. 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	○有・無
実施した直近の年月日	令和6年11月29日
実施した評価機関の名称	飯島町社会福祉協議会 福祉サービス事業 審査委員会

15. ハラスメント対策について

本事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境を目指しています。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に本人の同意を受けてください。
- (5) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合には、サービス中止や契約解除をすることがあります。

17. 利用にあたっての禁止行為

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等の行為を無断で SNS 等に掲載すること。

18. その他

大雨・台風・大雪・地震等の災害時には状況により訪問できないことがあります。